

平成20年9月甲良町議会定例会会議録

平成20年9月5日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|--|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 報告第4号 | 平成19年度甲良町財政健全化判断比率の報告について |
| 第4 | 報告第5号 | 平成19年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について |
| 第5 | 報告第6号 | 平成19年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第6 | 認定第1号 | 平成19年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第7 | 認定第2号 | 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第8 | 認定第3号 | 平成19年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第9 | 認定第4号 | 平成19年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第5号 | 平成19年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第6号 | 平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第12 | 認定第7号 | 平成19年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第13 | 認定第8号 | 平成19年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第14 | 認定第9号 | 平成19年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第15 | 議案第42号 | 甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第16 | 議案第43号 | 甲良町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 |
| 第17 | 議案第44号 | 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第18 | 議案第45号 | 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |

- 第19 議案第46号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第47号 甲良町ふるさと寄付条例
- 第21 議案第48号 甲良町ふるさと応援基金条例
- 第22 議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第50号 平成20年度甲良町一般会計補正予算(第2号)
- 第24 議案第51号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第25 議案第52号 平成20年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第26 議案第53号 町道の認定について
- 第27 同意第2号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第28 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて
- 第29 同意第4号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて
- 第30 同意第5号 甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて

◎会議に出席した議員(12名)

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	山田壽一	10番	西澤伸明
11番	北川豊昭	12番	藤堂与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	広域行政主監	宮崎與志男
保健福祉主監	山崎義幸	産業振興主監	中山進
建設水道主監	茶木朝雄	人権主監	村田和久廣

総務課長 山本貢造
保健福祉課長 松原歌子
建設課長 若林嘉昭

税務課長 小川昭雄
産業振興課長 米田義正

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和

書記 宝来正恵

(午後 3時18分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成20年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 丸山議員および3番 木村議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 本日、平成20年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

平成20年度も5カ月が経過し、それぞれの事業、施策が本格始動いたしているところでございます。

まず、本年度の甲良中学生海外派遣事業であります。

昨年度までの英語圏からアジアのタイ王国に派遣先を変え、中学生15人、引率者を含め総勢20人で8月7日から8月16日の10日間の全日程を無事終了いたしました。首都バンコクでの地方行政や国際交流の研修、プラチンブリ県での中学生同士の、また地域の人たちとの交流や体験を通じて、暮らしぶり・経済活動・文化の違いを実感し、それぞれが得るものを感じ取ってまいりました。研修報告は11月15日の青少年育成町民会議の場で行う予定であります。

次に、本日の全員協議会で説明いたしました定住自立圏構想についてであります。

この構想は、昨年11月に福田首相が提唱し、総務省に構想研究会を立ち上げ、5月に概要がまとまり、7月に説明会が開催されました。中心市と周辺市町が連携を強め、あらゆる分野で機能分担をして、安心して暮らせる地域づくりを進めようとするもので、本年度から定住自立圏構想を推進する先行的実践団体の募集が始まりました。

この募集締め切りが8月末日であったことから、彦根市が中心市として先導し、周辺4町が同町する形で滋賀県経由で総務省に応募することといたしました。平成20年度は協定内容を検討し、平成21年度に協定締結をめざすこととなります。これから議会との協議をしながら内容を詰めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3点目は、災害時における応援協定の締結についてであります。

いつ見舞われるかもしれない地震・風水害等の災害が発生した場合に備え、応急救援活動と生活物資の調達の2つの協定を管内1市4町の行政と6商工会が連携をして協定を締結いたしたいものでございます。このたび、行政と商工会のトップは、進めることで意思一致をしましたので、構成団体の実務担当者で内容の詰めをし、年度内の協定締結をめざしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

報告第4号から報告第6号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、今年度から財政健全化判断比率および公営企業会計における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告し、公表することが義務づけられました。平成19年度の状況は、実質赤字比率は実質収支が黒字のため、比率は算出されません。特別会計および公営企業会計を含めた本町全体の連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため、比率は算出されません。

実質公債費比率につきましては、対前年0.4ポイント減少し、12.8%になりました。将来負担比率につきましては、15.7%になりました。

公営企業会計における資金不足比率につきましては、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので比率は算出されません。引き続き、各会計とも財政の健全化に向け努力する所存でございます。

認定第1号から認定第9号は、平成19年度甲良町一般会計および8特別会計・企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。平成19年度は、真に必要とされる施策への財源の計画的重点配分により施策

を行い、その主な成果といたしましては、まちづくり施策として、各集落の地域自治振興事業の推進、青少年育成・子育て支援施策として、子育て支援センターの充実、児童クラブの運営、図書館ブックスタート事業等でございます。福祉施策として、心身障害者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給事業、農業農村振興施策として、町内の園芸作物の推進を図るため、集落や農業団体に対するパイプハウスの購入事業、地域農産物の開発事業、教育・文化振興施策として、中学生海外派遣研修事業、町指定文化財説明板設置事業、観光施策として、せせらぎ夏まつり事業、せせらぎウオーキング事業、環境施策として、下水道事業の推進、環境美化推進事業、安心安全のまちづくりとして、消防ポンプ自動車の更新、公共事業として、町道新設改良事業など、あらゆる分野において諸事業の推進を図ってまいりました。

また、財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が34億6,674万5,000円で2.5%の減、歳出総額が34億20万円で1.3%の減となっております。実質収支は6,338万3,000円、実質収支比率は2.9%、単年度収支は3,944万7,000円の赤字となりました。財政の硬直化を示す計上収支比率は95.6%となり、前年度を4.9ポイント上回りました。歳入面で、計上収入である町税は、今年度から税源移譲が実施されたこと等によりまして、町民税で約6,100万円の増となりましたが、法人税と固定資産税が、合わせて5,600万円の減となったため、町税全体では約500万円の増にとどまりました。

しかし、地方譲与税が約6,000万円の減、貸付金元利収入が約2,000万円の減、臨時財政対策債が約1,400万円の減額となり、全体では約8,200万円の減額となりました。

これに対し、歳出面の経常経費では、人件費で約2,200万円の減、物件費で約2,500万円の減、補助費で約1,900万円の減となり、経費節減の成果は見られたものの、義務的経費である扶助費で約1,900万円の増、貸付金元利収入の減額等により公債費で約3,500万円の増となったため、経常経費全体では約2,700万円の増額となりました。これらのことから経常収支比率を押し上げる結果となりました。今後も引き続き改革を進めることで比率の上昇を抑制しなければなりません。

また、地方債現在高につきましては、公的資金の繰り上げ償還を実施したこと等により、対前年3億4,164万2,000円減の41億6,571万7,000円で、3年連続の減額となりました。

そして、地方債現在高比率につきましても、対前年18ポイント減少し、192.4%になり、200%台を下回ることができました。

また、積立金現在高につきましては、対前年比1,947万9,000円減の9億4,874万2,000円となり、公的資金の繰り上げ償還のために減債基金を取り崩したことにより昨年度を下回りました。

今後の財政運営におきましては、引き続き歳入歳出一体の改革により、さらに厳しい財政状況となることから、集中改革プランに掲げました改革方針に基づき、新たな収入財源の確保、徹底した歳出全般の見直しを図ることにより、効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

次に、議案第42号および議案第43号は、地方自治法が一部改正されたことに伴い、甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例および甲良町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものであります。

議案第44号は、甲良町地域新エネルギービジョン策定委員会設置に伴い、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第45号および議案第46号は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、平成20年10月1日から施行されることに伴い、甲良町消防団員等公務災害補償条例および甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第47号および議案第48号は、ふるさと納税制度に伴い、甲良町ふるさと寄付条例および甲良町ふるさと応援基金条例を制定するものであります。

議案第49号は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、甲良町税条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、平成20年度甲良町一般会計補正予算(第2号)で、1,937万4,000円を増額し、補正後の予算額を32億4,804万8,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、4月1日付の人事異動および施策の推進に伴う人件費の補正で、社会福祉費では、後期高齢者医療制度の創設による増額補正でございます。児童福祉費では、子育て支援策を充実するための増額補正でございます。保健衛生費では、保健師を補充するための増額補正でございます。人件費以外の補正につきましては、児童福祉費で、児童生徒支援講師設置費の増額、農業費で、園芸作物振興事業補助金の増額、都市計画費で、運動公園グラウンド内フェンス等整備費の補正でございます。

議案第51号は、平成20年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)で、2,464万5,000円を増額し、補正後の予算額を8億4,481万9,000円とするものでございます。

主な内容としましては、退職被保険者高額療養費の増額、また、特定検診

受診後の必要な方に対する栄養指導や運動指導を行うための事業によるものでございます。

議案第52号は、平成19年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)で、3,771万4,000円を増額し、補正後の予算額を5億1,886万6,000円とするものでございます。

主な内容としましては、国庫負担金等の精算に伴う補正と、介護給付費基金の積立によるものでございます。

議案第53号は、町道の認定につき、議決を求めるものでございます。

同意第2号および同意第3号は、いずれも任期満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき、再任の同意を求めるものでございます。

同意第4号は、欠員に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めるものでございます。

同意第5号は、任期満了に伴う甲良町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、再任の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、本日、提出いたしました案件について、その概要を説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決、ご同意等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。どうかよろしくお願いたします。

○藤堂議長 次に、日程第3 報告第4号から日程第5 報告第6号までを一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、報告第4号 平成19年度甲良町財政健全化判断比率の報告をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化判断比率を報告いたします。

まず、実質赤字比率でございます。平成19年度黒字のために実質赤字比率は出ませんでした。

2番目の連結実質赤字比率につきましても、比率は出ないということでございます。

3点目の実質公債費比率は12.8%、4点目の将来負担比率は15.7%でございました。

続きまして、報告第5号 平成19年度甲良町水道事業特別会計資金不足比率について報告させていただきます。

続いては、裏ページでございます。

平成19年度、下水道につきましては資金不足比率は出なかったというも

のでございます。

続きまして、報告第6号でございます。

平成19年度の甲良町水道事業会計資金不足比率の報告をさせていただきます。

これにつきましても、次のページを見ていただきまして、資金不足比率は出ないというものでございました。

以上、報告とさせていただきます。

○藤堂議長 これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の建部議員から、平成19年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率、並びに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

○建部議員 それでは、平成19年度の財政健全化判断比率および下水道、水道事業の資金不足比率の審査意見のご報告を申し上げます。

まず、財政健全化比率でございますが、書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては12.8%となっております。基準の25%と比較すると、これを下回り、良好でございます。

将来負担比率につきましても15.7%となっております。基準の350%と比較すると、これを下回り良好であると認めました。特に指摘すべき事項はございませんでした。

次に、下水道事業、水道事業の会計の資金不足の比率でございますが、双方ともいずれも適正に書類は作成されているものと認められました。

資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、算出されていませんでした。特に指摘すべき事項はございませんでした。

以上でございます。

○藤堂議長 ご苦労さまでした。

以上で、報告は終わります。

次に、日程第6 認定第1号から日程第14 認定第9号までの9議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長。

○大橋事務局長 認定第1号 平成19年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号 平成19年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号 平成19年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号 平成19年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号 平成19年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第7号 平成19年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第8号 平成19年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第9号 平成19年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 認定第1号から認定第8号までは会計管理者、認定第9号は建設水道主監において順次説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、認定第1号から認定第9号までの、平成19年度各会計決算についてのご説明をさせていただきます。

まず、説明に入る前にお願いをしておきたいと思えます。歳入につきましては、調定額と収入済み額が同額の場合は、収入済み額のみ説明といたします。また、歳出につきましては、支出済み額のみ説明といたしますので、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、認定第1号でございます。平成19年度甲良町一般会計歳入歳出決算でございます。

お開きをいただきまして、歳入歳出決算額は、ともに33億9,864万3,000円でございます。歳入決算額につきましては33億7,533万8,822円、歳出決算額につきましては33億897万6,506円、歳入歳出差引残額は6,636万2,316円でございます。そのうち翌年度繰越財源が316万2,000円で、実質残額は6,320万316円でございます。

この内容につきましては、1ページをお開きをいただきたく思います。

まず、歳入でございます。1款 町税であります。調定額9億3,305

万2,635円、収入済み額8億7,633万3,931円、不納欠損額476万2,752円で、収入未済額は5,195万5,952円でございます。2款 地方消費税であります。収入済み額は4,495万9,000円、3款 利子割交付金であります。320万8,000円。4款 配当割り交付金302万3,000円、5款 株式等譲渡取得割交付金191万円、6款 地方消費税交付金6,186万6,000円、7款 自動車取得税交付金2,838万2,000円、8款 地方特例交付金661万8,000円、9款 地方交付税14億4,886万5,000円、10款 交通安全対策特別交付金157万3,000円、11款 分担金及び負担金であります。調定額が5,393万4,167円、収入済み額5,200万4,535円、不納欠損額121万3,200円、収入未済額71万6,432円、12款 使用料及び手数料、調定額6,349万6,064円、収入済み額4,415万5,963円、13款 国庫支出金であります。収入済み額1億2,062万1,089円、14款 県支出金2億1,728万4,483円、15款 財産収入、調定額4,671万2,125円、収入済み額4,586万2,125円、16款 繰入金、収入済み額3,825万3,528円、17款 繰越金1億1,030万336円、18款 諸収入、調定額9,248万5,722円、収入済み額9,226万2,832円、19款 町債であります。収入済み額1億7,725万6,000円、20款 寄付金60万円で、歳入合計額であります。予算現額が33億9,864万3,000円、調定額34億5,440万149円、収入済み額33億7,533万8,822円、不納欠損額が597万5,952円で、収入未済額は7,308万5,375円でございます。

続いて、歳出でございます。1款の議会費であります。支出済み額6,858万412円、2款 総務費5億4,917万839円、3款 民生費8億8,164万7,794円、4款 衛生費4億1,400万8,311円、5款 労働費793万760円、6款 農林水産業費、支出済み額が1億894万3,891円、翌年度繰越額が316万2,000円でございます。7款 商工費3,476万3,932円、8款 土木費9,070万245円、9款 消防費であります。1億2,079万7,785円、10款 教育費3億7,549万5,642円、11款 災害復旧費は支出ございません。12款 公債費5億2,898万7,828円、13款 諸支出金1億2,794万9,067円、14款 予備費は支出ございません。歳出合計につきましては、予算現額が33億9,864万3,000円、支出済み額が33億897万6,506円、翌年度繰越額316万2,000円で、不用額は8,650万4,494円でございます。

続きまして、特別会計でございます。

まず、認定第2号 甲良町国民健康保険特別会計決算であります。

歳入歳出予算額は、ともに8億9,679万3,000円でございます。歳入決算額は8億8,719万7,814円、歳出決算額は8億8,526万962円で、歳入歳出差引残額は193万6,852円、翌年度繰越財源はございませんので、実質残額は歳入歳出差引残額に同額でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款の国民健康保険税、調定額2億6,381万5,505円、収入済み額2億1,138万8,130円、不納欠損額が389万6,321円、収入未済額が4,853万1,054円でございます。2款の使用料及び手数料であります。収入済み額が1万300円、3款 国庫支出金2億5,757万6,477円、4款 療養給付費交付金1億3,910万1,000円、5款 県支出金5,031万8,529円、6款 共同事業交付金8,361万3,527円、7款 財産収入15万2,028円、8款 繰入金、1億1,983万196円、9款 繰越金2,249万5,633円、10款 諸収入、271万1,994円、歳入合計でございます。調定額が9億3,962万5,189円、収入済み額8億8,719万7,814円、不納欠損額389万6,321円、収入未済額が4,853万1,054円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費であります。支出済み額5,094万1,190円、2款 保険給付費5億5,034万6,890円、3款 老人保健拠出金1億2,090万608円、4款 介護保険納付金4,329万8,210円、5款 共同事業拠出金9,469万911円、6款 保健施設費1,114万5,083円、7款 基金積立金15万2,028円、8款 諸支出金1,378万6,042円、9款 公債費、10款 予備費については支出はございません。歳出合計でございます。支出済み額8億8,526万962円でございます。

続きまして、認定第3号 甲良町老人保健医療事業特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額は7億3,739万1,000円でございます。歳入決算額は7億3,738万2,013円、歳出決算額7億3,738万1,561円、歳入歳出差引残額は452円であり、翌年度に繰越財源はなく、実質残額も同額の452円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 支払い基金交付金、収入済み額3億6,260万4,440円、2款 国庫支出金2億4,057万2,552

円、3款 県支出金5,832万6,896円、4款 繰入金7,576万9,000円、5款 繰越金10万9,125円、6款 諸収入、収入はございません。収入合計であります、調定額7億3,738万2,013円、収入済み額もともに同額でございます。

続きまして、歳出でございます。1款の総務費であります。支出済み額66万136円、2款 医療諸費7億2,846万8,034円、3款 諸支出金825万3,391円、4款 公債費、5款 予備費については支出はございませんので、歳出合計、支出済み額であります、7億3,738万1,561円でございます。

続きまして、認定第4号 甲良町下水道事業特別会計決算書でございます。

歳入歳出予算額は、ともに7億1,175万5,000円でございます。歳入決算額6億8,632万5,005円、歳出決算額6億8,068万4,663円で、歳入歳出差引残額は564万342円、繰越財源はございませんので、実質残額は差引残額に同額でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 国庫支出金、収入済み額1億6,300万円、2款 繰入金1億2,680万2,000円、3款 諸収入759万161円、4款 町債2億5,720万円、5款 繰越金1,787万8,556円、6款 財産収入57万5,583円、7款 使用料及び手数料、調定額6,495万695円、収入済み額が6,174万6,505円、8款 分担金及び負担金、調定額6,240万900円、収入済み額が5,153万2,000円でございます。歳入合計であります、調定額が7億39万7,895円、収入済み額が6億8,632万5,005円でございます。

続いて、歳出でございます。1款の総務費、支出済み額8,618万737円、2款 下水道事業費3億8,359万8,981円、3款 公債費2億1,90万4,945円、4款 予備費は支出はございません。歳出合計であります、支出済み額6億8,068万4,663円でございます。

続きまして、認定第5号 甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額は、ともに1億1,625万9,000円でございます。歳入決算額は1億1,595万5,663円、歳出決算額は1億1,589万6,471円で、歳入歳出差引残額は5万9,192円、うち翌年度繰越財源はございませんので、実質残額は同額の5万9,192円でございます。

続きまして、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 県支出金、収入済み額1,030

万6,000円、2款 繰入金4,504万4,153円、3款 財産収入10万3,510円、4款 諸収入、調定額が2億3,088万5,854円、収入済み額が6,044万2,808円、5款 繰越金、収入済み額5万9,192円でございます。歳入合計であります、調定額は2億8,639万8,709円、収入済み額が1億1,595万5,663円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款の総務費であります、支出済み額926万3,190円、2款の公債費1億663万3,281円、3款 予備費は支出ございませんので、歳出合計であります、1億1,589万6,471円でございます。

続きまして、認定第6号 甲良町土地取得造成事業特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額は、ともに324万8,000円、歳入決算額は324万6,529円、歳出決算額は324万6,517円で、歳入歳出差引残額は12円あります。翌年度繰越財源はございませんので、実質残額も同額の12円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 財産収入、収入済み額324万6,198円、2款 繰越金331円、3款 諸収入は収入はございませんので、歳入合計であります、調定額、収入済み額ともに324万6,529円でございます。

続いて、歳出でございます。1款の公共事業用地取得造成事業費、支出済み額62万4,517円、2款の諸支出金262万2,000円、3款 予備費は支出ございませんので、歳出合計でございます、324万6,517円でございます。

続きまして、認定第7号 甲良町墓地公園事業特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額は、ともに256万4,000円でございます。歳入決算額は262万719円、歳出決算額は249万7,469円、歳入歳出差引残額は12万3,250円、翌年度繰越財源はございませんので、実質残額も同額の12万3,250円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 総務費 収入済み額12万7,090円、2款 使用料及び手数料46万円、3款 諸収入3万円、4款 財産収入4万3,629円、5款 他会計借入金184万円、6款 繰入金12万円で、歳入合計であります。調定額、収入済み額ともに262万719円でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款の墓地公園管理費であります。支出済み額 1 9 万 8, 9 6 9 円、2 款の公債費 2 2 9 万 8, 5 0 0 円、3 款 予備費は支出ございませんので、歳出合計でございますが、支出済み額 2 4 9 万 7, 4 6 9 円でございます。

続きまして、認定第 8 号でございます。甲良町介護保険特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額は、ともに 5 億 2, 2 7 7 万 1, 0 0 0 円でございます。歳入決算額は 5 億 1, 8 2 1 万 5, 0 4 7 円、歳出決算額につきましては、4 億 7, 8 1 5 万 1, 2 1 8 円、歳入歳出差引残額は 4, 0 0 6 万 3, 8 2 9 円、うち翌年度繰越財源はございませんので、実質残額の同額の 4, 0 0 6 万 3, 8 2 9 円でございます。

内容につきましては、1 ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1 款の保険料であります。調定額 9, 1 4 3 万 3 9 円、収入済み額 8, 9 4 6 万 2, 3 1 7 円、不納欠損額 4 7 万 1 3 5 円、収入未済額が 1 4 9 万 7, 5 8 7 円、2 款の使用料及び手数料であります。収入済み額が 6, 5 0 0 円、3 款の国庫支出金 1 億 7 7 4 万 1, 7 5 0 円、4 款の支払い基金交付金 1 億 3, 8 8 4 万 3, 3 5 1 円、5 款 県支出金 6, 4 5 6 万 1, 8 7 5 円、6 款 繰入金 8, 0 5 8 万 2, 5 1 0 円、7 款 繰越金 3, 6 9 9 万 6, 8 0 6 円、8 款 諸収入、調定額が 3 9 万 9, 3 0 0 円、収入済み額が 1 万 9, 8 9 5 円、不納欠損額が 3 7 万 9, 4 0 5 円でございます。9 款の財産収入につきましては、収入済み額 4 3 円であります。歳入合計であります。調定額が 5 億 2, 0 5 6 万 2, 1 7 4 円、収入済み額 5 億 1, 8 2 1 万 5, 0 4 7 円、不納欠損額 8 4 万 9, 5 4 0 円、収入未済額が 1 4 9 万 7, 5 8 7 円でございます。

続きまして、歳出でございます。1 款の総務費であります。支出済み額 2, 8 8 6 万 8, 8 9 4 円、2 款の保険給付費 4 億 3, 5 9 3 万 3, 2 2 5 円、3 款地域支援事業費 6 8 1 万 9, 6 0 6 円、4 款の公債費、5 款の基金積立金については支出はございません。失礼いたしました。5 款につきましては、基金積立金 4 3 円でございます。6 款の諸支出金であります。6 5 2 万 9, 4 5 0 円、7 款の予備費については支出はございません。歳出合計につきましては、支出済み額 4 億 7, 8 1 5 万 1, 2 1 8 円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。適切なお審査をいただきまして、それぞれご承認を賜りますよう、ひとつよろしくお願いをいたします。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、認定第 9 号 平成 1 9 年度甲良町水道事業会計決算ならびに事業報告をさせていただきます。

まず、水道、1 ページ、2 ページでございますが、収益的収入および支出

でございます。

収入、第1款 水道事業収益、決算額で1億9,644万9,443円、支出、第1款 水道事業費、決算額1億8,406万1,656円でございます。

次のページ、水道、3ページ、4ページでございます。

資本的収入および支出、収入、第1款 資本的収入、決算額2,419万8,655円、支出、第1款 資本的支出、決算額1億2,308万4,395円でございます。差し引きいたしまして、下の米印でございますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,888万5,740円は、当年度消費税資本的収支調整額161万4,732円、過年度損益勘定留保資金3,816万2,031円、当年度損益勘定留保資金5,910万8,977円で補填をいたしました。

水道の6ページでございます。

平成19年度甲良町水道事業会計損益計算書、これは消費税抜きで計上させていただきます。

まず、営業収益でございますが、1億5,776万9,245円、営業費用といたしまして1億4,110万5,383円でございます。営業利益といたしまして1,666万3,862円でございます。営業外費用3,093万7,125円、営業外費用3,682万8,118円、589万993円の減でございます。経常利益といたしまして、差し引きいたしまして1,077万2,869円でございます。当年度純利益1,077万2,869円、前年度繰越利益剰余金で4,015万2,694円、合計いたしまして、利益剰余金が5,092万5,563円でございます。

続きまして、水道の8ページでございます。

平成19年度水道事業会計剰余金処分計算書(案)でございます。当年度未処分利益剰余金5,092万5,563円、このうち減債基金積立金に500万円、建設改良積立金に500万円、この積立をいたしまして、翌年度繰越利益剰余金として4,092万5,563円でございます。

9ページ、10ページでございます。

平成19年度甲良町水道事業会計貸借対照表でございます。まず、資産の部でございますが、有形固定資産合計33億9,654万5,194円、固定資産合計といたしまして、加入債権投資を含めまして33億9,665万2,494円でございます。流動資産といたしまして、現金預金2億6,360万5,670円、未収金5,038万8,964円、貯蔵品といたしまして277万6,770円で、資産合計が37億1,342万3,898円でございます。

まず、負債の部でございますが、未払金といたしまして558万4,944円でございます。資本の部で、自己資本金1億8,924万9,900円、借入資本金といたしまして14億5,064万9,987円でございます、資本金合計16億3,989万9,887円でございます。資本剰余金合計が18億2,550万1,504円となっております。利益剰余金合計が2億4,243万7,563円で、合計いたしまして、負債と資本とで合計が37億1,342万3,898円となっております。

続きまして、水道11ページの事業報告でございます。

総括事項といたしまして、地方公営企業法の目的である公共性を発揮するとともに、安全で安心できる良質な水道水の供給を図りながら施設の整備などを推進しています。公共下水道事業の面整備に伴いまして、上水管の同時埋設工事を金屋工区、池寺工区で施工いたしました。また、石綿管の更新工事も実施してきたところでございます。

これからの水道事業の方向として、安全で安心して利用できる安定した水道の構築をめざす取り組みを行います。

議会の議決事項といたしまして、認定第9号 平成18年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、ほか3件でございます。

続きまして、13ページでございます。

工事でございます。主な建設改良工事につきましては、金屋下水道工事に伴う配水管布設替工事第6工区工事ほか5件でございます。

業務にいたしましては、平成19年度で年度末の給水人口8,015人、配水量は年間103万4,653トン、有収水量、年間96万6,547トンでございます、有収率につきましては93.42%でございます。

水道の15ページでございます。

事業収入に関する事項といたしまして、平成19年度供給単価が157円80銭となっております。1立米当たりでございます。給水単価、1立米当たり183円80銭となっております。

水道の17ページでございます。

企業債及び一時借入金でございます、企業債といたしまして、前年度末残高15億1,562万6,332円で、借り入れはございません。本年度償還額が6,497万6,345円で、本年度残高が14億5,064万9,987円でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○藤堂議長 質疑に先立ちまして、監査委員の建部議員から、平成19年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

○建部議員 平成19年度の甲良町の各会計の決算審査の結果と意見のご報告

を申し上げます。

審査は、平成20年7月22日、31日および8月1日の3日間、議員控室におきまして一般会計、国保会計、老保会計、下水道会計、住新会計、土地取得会計、墓地会計、介護保険会計、水道会計の9会計を実施いたしました。

それでは、結果についてご報告をいたします。

まず、一般会計でございます。歳入決算額は、33億7,533万9,000円、歳出決算額は33億897万7,000円で、差し引き残高は6,636万2,000円となり、このうち平成20年度へ繰り越した事業に要する財源316万2,000円を差し引くと、実質残高は6,320万円の黒字で翌年度へ繰り越しました。

歳入では、前年度と比べて5,110万8,000円の減となっておりますが、主には地方譲与税、地方特例交付金、国庫支出金と地方債などの減によるものであります。

歳入決算における自主財源構成比は36.7%と、前年度と比べて4.7ポイント高くなっている。これは、財産売払収入の増によるものであります。

自主財源の増額確保は困難であるが、税や使用料を確実に徴収することと課税漏れをなくすことを徹底し、収入確保に最大限の努力をされたい。

一般会計における収入未済額の状況ですが、町税は5,195万6,000円、保育料は71万6,000円で7万円の増。住宅使用料は1,934万円で87万3,000円の増、不動産売払収入は85万円、学校・園給食費は22万3,000円で6万3,000円の増、合わせると7,308万5,000円となり、前年度と比べて846万7,000円増えている。全体として滞納額が増加の傾向であるため、より一層徴収努力をされたい。

不納欠損処分については、滞納額の内金をさせる、強制執行を行うなどして極力時効の中断をしてから処分をされたい。平成19年度4月から設置の甲良町徴収対策推進本部をフル活用し、口座引き落とし等不納時に即時対応できるような体制の確立を図り、滞納理由や課題の分析を的確に行い、素早く対応すること。また、法に基づいた滞納整理を果敢に執行されたい。

唯一の自主財源がこのままでは予算も組むことが困難になることが予想されるため、引き続き増収に努められたいとの意見であります。

一方、歳出では、前年度と比べて717万円の減となっておりますが、主には総務費および土木費などの減によるものであります。

予算額に対する執行額は97.4%であります。翌年度への繰り越しをして事業を執行する繰越明許費繰越額316万2,000円を控除した執行率は97.5%であります。

普通会計ベースによる公債費比率は12.1%と前年度より1.3ポイント高くなり、地方債許可制限比率は6.2%と、前年度より1ポイント低くなり、地方債現在高比率は192.4%と、前年度より18ポイントも低くなった。この地方債現在高比率が200を切ったのは、昭和50年度から32年ぶりで、これは繰り上げ償還を積極的にした結果であります。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.6%で、前年度と比べて4.9ポイント高くなり、三位一体改革による影響も大きいですが、財政の硬直化が進んでいると言わざるを得ない。人件費は構成比が高いため、引き続き人員の削減、適正化を求める。また、今後も経常経費の抑制に努められたいとの意見であります。

次に、特別会計、企業会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計は、収入が8億8,719万8,000円、歳出が8億8,526万1,000円、差し引き193万7,000円の残額は、翌年度へ繰り越しました。

保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での健康づくりを支援し、医療費の適正化および抑制に努めることを期待する。

なお、国民健康保険税において、収入未済額は不納欠損額の389万6,000円を除いても前年度より395万9,000円増え、4,853万1,000円となっている。今後も厳しい対応と実効ある滞納整理を求めるとの意見であります。

次に、老人保健医療事業特別会計ですが、歳入が7億3,738万2,000円、歳出が7億3,738万2,000円、差し引き45万2,000円の残額は、翌年度へ繰り越しました。

次に、下水道事業特別会計ですが、歳入が6億8,632万5,000円、歳出が6億8,068万5,000円、差し引き564万円を翌年度へ繰り越しました。

使用料及び分担金において、収入未済額が1,407万3,000円となり、前年に比べて221万4,000円増えた。内金の処理をするなどして時効中断の措置をとり、確実な徴収事務を執行されたい。

下水道の普及率が96.3%に比べて水洗化率が54.4%と低いことから、引き続き水洗化率の向上策の検討を図られたいとの意見であります。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入が1億1,595万6,000円、歳出が1億1,589万7,000円、差し引き5万9,000円の残額は翌年度へ繰り越しました。歳入未済額は1億7,044万3,000円で、242万9,000円増加している。

また、過年度の収納率が3.8ポイント落ちた理由を分析し、例年並みの

徴収率を確保するよう努力すること。

不景気や償還者の高齢化等の理由で償還が思うようにいかないと思うが、今まできっちり返済している方々を考えると、滞納をこのまま放置することは許されないことである。今後は法的措置をとるなど、創意工夫して滞納に歯どめをかけるべきであるとの意見であります。

次に、土地取得造成事業特別会計は、歳入が324万7,000円、歳出が324万7,000円、差し引き12円の残額は翌年度へ繰り越しました。

呉竹2カ所、長寺3カ所の457.12平方メートルを処分したが、残る土地についても早急に処分をし、土地代金の回収と固定資産税の賦課に努められたい。

未処分の町有地については、管理の強化を図り、現状の回復・改善に努め、他の町有地を含めて現況を明らかにすることとの意見であります。

次に、墓地公園事業特別会計は、歳入が262万円、歳出が249万7,000円、差し引き12万3,000円の残額は翌年度へ繰り越しました。

現在、整備された墓地396基中、現在187基の処分で、その率47.2%であり、少しでも早期に処分がされるよう望む。

また、永代使用促進事業補助金の利用者が少ないので、広く住民にPRして販売の促進を図ること。また、墓地管理費についても少しでも安くなるよう、次回徴収時までには検討されたいとの意見であります。

次に、介護保険特別会計ですが、歳入が5億1,821万5,000円、歳出が4億7,815万1,000円、差し引き4,006万4,000円の残額は翌年度へ繰り越しました。

認定者数は前年度より29人増えていて、在宅介護サービス費は16.8%の増となっています。特に居宅介護サービス給付費が14.7%も伸びており、筋力向上トレーニング、転倒防止教室、せせらぎサロン等の介護予防事業に積極的に参加を呼びかけ、介護給付費の抑制に努められたい。収入未済額は149万8,000円で、前年に比べると1万8,000円増えている。きめ細かに訪問し、納付義務を理解してもらおうとともに、徴収に努められたいとの意見であります。

次に、水道事業会計は、損益計算書において、収入の営業収益は1億5,776万9,000円、営業外収益は3,093万7,000円、支出の営業費用は1億4,110万5,000円、営業外費用は3,682万8,000円、差し引き1,077万3,000円は当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金4,015万3,000円を合わせると、当年度未処分利益剰余金は5,092万6,000円となります。

そのうち、減債積立金に500万円を、建設改良積立金に500万円を処分することから、翌年度繰越利益剰余金は4,092万6,000円となります。

石綿管の更新が進むにつれて、有収率が93.4%で5ポイントも上がった。漏水件数も減少し、水道水の安定した供給に取り組むことができた。今後もその努力を怠らず、不正取水の再発防止に最善を尽くされたい。

収入未済額は、4,521万8,000円で、前年度に比べて262万9,000円増えたが、今後も徴収体制を改め、悪質滞納者へは給水停止処分をも含めて厳しい対応を求めるとの意見であります。

結論であります。

平成19年度甲良町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算について審査した結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理についてはおおむね、このおおむねとの表現は後ほど述べますが、財政援助団体の一部に不適切な会計処理があったことから、おおむねといたしました。おおむね適正に処理されていると認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

国の三位一体改革や県の財政危機回避のための構造改革により、厳しい収入不足に見舞われましたが、事務事業の見直しや経費の削減に努めたことは評価したい。町の将来像とする「心かよい、人がきらめく、せせらぎ遊園のまち」をめざして、まちづくり施策、子育て支援センターの充実、農業振興施策、教育・文化施策、環境施策、安心安全のまちづくり等の分野において成果を上げました。

しかし、脆弱な財政基盤で、自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも、地方債の現在高は総額102億6,112万4,000円で、前年比2億5,832万円の減額となったが、依然として大きな借金を抱えています。

また、徴収金の滞納状況は、前年度より1,897万5,000円増え、3億5,248万8,000円となりました。累積額は毎年最高額を塗りかえています。

その推移は、次のとおりであります。10年前の平成9年度の倍額を超えました。

滞納については、徴収率が大幅に落ち滞納額が増えている。原因として、景気の低迷、生活が厳しいなど考えられますが、職員の努力が足りなかったのではないかと。今後は原因を究明し、町長以下関係職員のさらなる滞納整理への努力、確固たる姿勢と熱意、責任ある実行を求めます。

現在の財政運営を継続していくと、あと数年で赤字に転落するという危機感を持つべきであります。

特に、人件費は、年間約11億円であります。町税収入を上回っています。近隣の市町に比べると職員の数ははるかに多い。来年度以降、正職員にはより一層頑張ってください臨時職員を適宜整理し、人件費の抑制に努められたい。

また、町の財政支援団体の一部において、支払い事務が不適切で帳簿が整っていない団体があったことから、今後はそのようなことのないよう適正に処理をされることを強く求めます。

なお、特別会計への助成金、出資金、操出金については各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとに毎年独立採算がとれるよう指導し、的確に処理すること。

この財政危機を回避するために、平成18年3月に策定した甲良町集中改革プランに沿って、職員が一丸となって町政全般にわたり合理化と経費の節減に努め、事業の執行にあたってはむだのないよう行われることを切望して、平成19年度決算審査の意見の結びといたします。

以上でございます。

○藤堂議長 決算審査の報告が終わりましたので、ただいま議題となっております認定第1号から第9号までの9議案につきまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

すべての案件は委員会で付託をされていますので、主に2点、総括的などころでどういう対応をされてきたのか、また、その決算をふまえてどういう方向で臨もうとしているのかをお聞きいたします。

1つ目は、決算審査にも書かれています4ページです。土地取得造成特別会計についてであります。この監査委員の指摘にもございます。また、私も原告で同和対策事業の宅地分譲事業の残地の問題について行政訴訟を起こしているところでありますが、その中でも明らかに出てきています。つまり、対象の土地そのものが登記で、また、変更などで残地の対象でない、つまり払い下げの対象でないというところが出てまいりました。そういう点でも、この指摘がありますように、土地の代金の回収、つまり残地で残っているながら占拠をされている。しかも、それは払い下げの決定がされていないところは未収金でも上がらない。つまり、占領されたままというようになっています。そういう点でも、個別の対応もございまして、それから、全体としてどうというような改善策をとるのかについても、従来の延長線では解決できない

問題を抱えています。この点での対応策をどういうように基本的にとろうとしているのかというところであります。

もう1点は、7ページ、決算審査の7ページに指摘されています財政支援団体の問題であります。一部分、私どももうわさとして、また、伝え聞きで聞いていたところでもあります。しかし、監査委員の指摘でこういう意見が付される。しかも、帳簿がそろっていない。支払いの方法についても不正が指摘をされているわけです。この点についてどの団体で、具体的にはどのような不適切な処理があったのかについて報告を求めたいと思います。この2点です。よろしくお願ひします。

○藤堂議長 村田人権主監。

○村田人権主監 まず、1点目の土地取得造成特別会計の今後の未処分地の対応策についてのお尋ねというふうに考えております。

今までも述べさせていただいております、やはり払い下げが決まっている方についてはおのおの方々と交渉を根強く持つということ以外、ちょっと方法がないかなというふうに考えておりますし、不法占拠等がされている場合には速やかに話し合いを持って撤去していただくように今後も進めたいというふうに考えております。

また、意見の方で述べていただいております今後の他の、徴収を含めた現況を明らかにするということら辺につきましても、今後、努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 監査の時点で、その所管の主監には指摘をしておいたんですが、産業振興課の所管におきまして、1つは観光協会の経理がありました。近年、団体で、またこういう公職の中で、俗に言う飲み会、飲食費なんです、全額丸抱えで賄い費を見ているというのがございました。その額が1人9,000円当たりの賄いが全額支払われていたということと、もう一つは、夏まつり事業でございます。本来、見積もりをとって契約を交わし、請求があって、支払いをして、領収をいただくという経理の道筋があるわけですが、請求書もないままに金が払われている。そして、その決済が上司の決裁もなく担当者が金を支払っている。ですから、その支払いについても業者との話についても、購入する内容が、少なくとも課長、主監の耳には、また目には触れていない。すべて担当者が処理をしていたという、そういう内容でございます。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 人権主監の答弁であります、決算の中にも触れていますし、そ

れから、決算審査の意見の中でも触れていますが、対象となる、私たちが監査請求をした時点を原点で考えますと51カ所、約1万6,000平米なわけですけども、その後、訴えがございまして、現地を調べに行きました。登記も調べてまいりましたが、これ以上、つまり51カ所1万6,000平米以上の残地はないと限定できますか。それとも、さらに精査をして増える可能性があるということかと思っておられますか。それが1つです。

もう一つは、2つ目の答弁がありました、この不適切な処理、観光協会や、それから夏まつりに関する問題であります、初歩的な事務的な流れがマニュアルに基づいていないのではないかとというのが1つ感じています。その点でも改善策をどういうように、この指摘を受けて、また、流れから見てもどういうように改善をしようとしているのか、答弁を願いたいと思います。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 今までの質問の中でお答えしてまいりました。当然、登記等を進めていく中で増えてくる可能性は、道路残地等で増えてくる可能性はあるというふうに思っております。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 観光協会夏まつり事業に推進においてでございますけれども、年度当初の予算計上、また、年度当初の課内会議におきましても不適切な部分として詰めていくということで、今年度におきましては実行委員会での細部協議、また、この運用につきまして監査委員さんの指摘を受けまして、極力指摘を回復するという、今年度につきましては指摘内容をクリアする内容で進めているというような状況でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 最後にいたしますが、土地取得の会計についての答弁をもう一遍求めますが、登記を調べていけばということではないんですよ。事業で、既に私の調べて登記を確認をし、現地で写真を撮ってまいりましたが、現に倉庫が建っています。この方の訴えは、支払いをしたいということで行ったけども、まあ待ってくれということでもう十数年たっています。これは、登記を調べるまでもないんです。そういう残地の分譲事業の中で残地について、また、分譲事業について正確な事業がされていないという一例なんです。ですから、監査結果で出されたやつは51カ所1万6,000平米と。これだけですというのは出てきたんですよ。

ところが、精査してみたら、また、登記を調べてみたらまだあるかもしれない。つまり筆数で私どもは言っているわけではありませんが、箇所数で言えば51カ所、さらに増えるというのは、宅地分譲したところでまだ占領されているか、ないしは占領されずに未処分のままで残っている。そういうと

ころがまだある。これだけはある。大阪市の裏金ではありませんが、これだけだ、これだけだと言って、次々次々出てきているのと同じように思うのですが、一ぺん、本当に総力を挙げて、課で、ないしは庁舎でチームをつくって、全部のところを明らかにする。監査委員の指摘にもありますように、全部の内容を明らかにする必要があるというように指摘をされていますが、どういうように考えておられますか。

○村田人権主監 監査委員さんからご指摘を受けていることにつきましては、大変真摯に受けとめる必要があるというふうに考えております。ただ、なかなか登記関係等を伴う情勢もございますので、すぐに把握するというのが非常に困難な現状というのもございます。その点もふまえて、今後、鋭意努力をさせていただきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 よろしいですか。

ほかに何か意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております日程第6 認定第1号から日程第14 認定第9号までの9議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15 議案第42号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第42号 甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第42号 甲良町議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

題名中、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条、第2条、第3条の見出しおよび同条第1項から第3項まで、第4条並びに第6条第2項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。よろしくお願い申し上げます。

- 藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで質疑は終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで討論は終わります。
これより、議案第42号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

- 藤堂議長 ご着席願います。
賛成全員であります。
よって、議案第42号は可決されました。
次に、日程第16 議案第43号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

- 大橋事務局長 議案第43号 甲良町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成20年9月5日。
甲良町長。

- 藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務主監。

- 野瀬総務主監 議案第43号 甲良町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。
第2条中「議会の議員の報酬」を「議員報酬」に改める。
付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第43号を採決いたします。
お諮りをいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第43号は可決されました。
次に、日程第17 議案第44号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○大橋事務局長 議案第44号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務主監。

○野瀬総務主監 議案第44号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

別表中、高齢者保健福祉審議委員会委員の次に、甲良町新エネルギービジョン策定委員会委員長、日額1万5,000円、同じく副委員長、日額1万円、同じく委員、日額5,500円を加えるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。
建部議員。

○建部議員 この特別職の非常勤のものの報酬および費用弁償ですが、現在、条例というか、それで定められている区分は58区分あるわけでございます。その中に、例えば、ほかの審議会とか協議会とか何々委員会とかいう委員の報酬が定めているわけですが、このエネルギービジョンの策定委員会に委員

長1万5,000円、副委員長1万円という定めをする特別な理由があるのか。ほかの、既に定めている委員会なり審議会とどこが違うのか。その点の説明を求めます。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ビジョンの策定委員の日額報酬についてを検討いたしました。委員長、副委員長は、委員会構成委員の中の学識経験を有する人というふうな規定がありまして、いわゆる大学の教授、准教授クラスをその任にあたっていただくことで、委員会での互選が行われました。

したがって、県の積算報酬単価、ならびにその大学教授をもって策定をされました湖東のビジターズインダストリーの委員会の報酬を参考にいたしまして日額報酬を算定いたしました。ビジターズインダストリーの方では、委員長、日額1万8,000円、副委員長が1万5,000円でありましたので、甲良町の場合には少し抑えさせていただいた形で、県の単価表もそのあたりの基準となっておりますので、少し甲良町は配慮した形で、抑えた形での報酬策定をさせていただいているところでございます。

以上であります。

○藤堂議長 7番 建部議員。

○建部議員 既に定められている条例で、今は機能していないけれども、例えば、甲良町でも都市計画審議会というのがあります。また、国保の運営協議会、商工振興審議会、給食センター運営委員会、水道運営委員会、総合計画審議会、公共下水道審議会、介護保険運営協議会、高齢者保健福祉審議会、そういった審議会がありまして、それぞれ委員、すべて5,500円の日額であります。なぜ、この新エネルギービジョンの策定委員会だけが、その委員長に1万5,000円、副委員長に1万円という額を定めなければならないのか、非常に大きな疑問であります。既に定められている各委員会なり審議会の委員には、すべて委員長、副委員長、また、会長、副会長がおられます。それらと比較してどうなのかというのを、再度、説明願います。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 ただいまおっしゃいましたように、今までの非常勤特別職の日額報酬につきましては、それぞれ建部議員のおっしゃる基準のとおりでございます。どちらかといいますと、すべて構成員が町内の委員さんで委員長、副委員長も選出を願ったというふうな場合でありますので、委員長、副委員長、そして委員さんの日額格差はないということでございますが、今回は特に、将来甲良町における新エネルギーを導入するということで、学識経験の誘導指導、そして、エネルギービジョン策定に、その学識経験を活かした形でのビジョン反映ということで、今回、2名の大学教授クラスの方々を正副

委員長に当初から想定をおりましたので、近隣、県の動向を定めて日額報酬を定めたこととございます。

以上でございます。

○藤堂議長 建部議員。

○建部議員 今、町外からの大学の教授、または何人かの委員がと言いましたが、現在定められている委員会、審議会の中にもその委員の中には町外の有識者、学識経験者というのも入っています。そのことは野瀬主監はご承知かどうかはわかりませんが、一応定められている審議会、委員会の中にも町外からあるということをおっしゃいます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 建部議員の質問ともダブりますが、私も基本的な疑問を持っていたものであります。

そこで、野瀬主監の答弁がありましたが、建部議員の疑問に基本的なところで答えていない。これは、ここの一覧表の中にある部分だけでも、それぞれ専門性を有するというので委員が選出されています。中には医師という方もおられますし、大学の専門家もおられます。そういう方々が知識を持ち寄って、学識を持ち寄って審議をするというレベルであれば、なぜ特別にこの分だけを引き上げねばならないのかという点の説明は、全くなされていないというように思います。この議案の中にあります介護審査委員会、これは頻繁に行われます。しかも、定例であります。そういう点で見ても、9,500円の限度額になっていますが、それよりも委員長、副委員長が多い。

しかも、もう1点目は、それぞれは委員の並列の報酬が決められていますが、今回は新エネルギーの策定委員会、エネルギービジョン策定委員会に限って、委員長、副委員長、普通の委員というように差をつけたのについてはどういう説明がされるのでしょうか。どういう根拠があるのでしょうか。その2点、お願いします。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 お答えします。

今回の答弁がダブるかもしれませんが、エネルギービジョンの策定委員長、副委員長については、大学教授クラスをお願いをすることで要綱を定めたところとございます。

したがって、経済産業省の外郭団体でありますNEDOという団体の補助をいただいている事業推進になりますので、NEDOに委員長、副委員長クラスの、教授クラスの参考というふうなことで、県にも照会しながら、一応、水準を、他の市町での水準を参考にしながら、甲良町の委員長、副委員長の日額を設定したものでございます。

以上であります。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 同額にせよとは言っていないですが、基準はここにありますが、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例であります。対等でありますし、甲良町から見ればそれぞれ重要な位置であります。そうしますと、今までの答弁を聞いていますと、この新エネルギーのビジョン策定委員会、特別に重視をする、こういうことで受け取っていいんでしょうか。そういう意図があるというように受け取れるんですが、それでいいんでしょうか。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 今後の甲良町の温暖化対策、いわゆる地球規模、あるいは国家挙げてのエネルギーを、石油代替エネルギーを行政として施策に反映していくということですので、専門的な識者を委員長、副委員長にということでの設定でございます。

以上であります。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、この新エネルギーの策定の委員会の頻度ですね。年間ないしは月ベースであります。どのようなペースで開く予定をされていきますか。それが1点目であります。

先ほどの答弁とも関連をしますが、どの部分をとっても重要な委員、そこからこの新エネルギーについては国の施策、それから、甲良町の将来ということで形容がありましたが、特別に重視をするというように改めて思うわけですけれども、そののところ、答弁していただいているんですが、どうなんでしょうか。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 委員会は、おおよそ5回という規定がありますが、4回持つても、それはオーケーということで、甲良町の場合には4回の委員会でビジョンを策定するというので、4回を予定しております。

それと、もう1点は、先進地事例調査ということで先進地事例調査があるわけですが、それも調査をして、ビジョンの反映の委員会に活かしていくということですので、先進地事例調査が1回、それから、町民啓発を含めまして意向調査をやりますので、アンケートがございます。それらについても事前にアンケート内容についての指導も得ているということですので、委員会としては、冒頭申し上げました4回でございます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○建部議員 規定の審議会なり、各委員会が幾つかあって、私、先ほど新エネルギーと、その既に決められている委員会なり、審議会が遜色があるのか。取り立ててエネルギーだけがなぜ突出してという質問をしました。近年、これは社会情勢がそうでございますから、例えば、特別職、そして議員、そして、こういう非常勤の報酬の見直しがされて、減額の方にあることは承知の事実であります。その中であって、あえて1万5,000円、1万円という、そういう報酬を立てる。先ほどの特別な理由があるのか。その中にもどうしても納得がいかないと。不合理な部分がございます。

私は、この委員会の委員さんにうんぬんは申し上げてもおりません。ただ、今までの委員会の中にも有識者があって、町外の方もおられる。必ずしもその方が委員長になっているとは限らないし、そして、その中で皆さんは日額5,500円の日当でもって審議、協議がされております。そして、この審議会なり、運営委員会、私、今までの経験からいきますと、多分この新エネルギーの場合、委員長はどなたになっているかわかりませんが、今言っている大学の教授とか、そういう、これに対する有識者がなっておられるのか、これもわかりませんが、その委員会ではほんまにその策定がされるのか。それとも、どこかのコンサルをお願いして、また、職員にその能力がなかったら当然のことですが、その作文なり、計画策定は、本当にこの委員会の、今言った大学の教授なり、そういう有識者で本当に行われるかどうかというのは非常に疑問であります。

そういう意味でも、今、そういう報酬が減額の方にあるという中に、あえて1万5,000円、1万円の報酬は、私は不合理であるということから、反対の討論をいたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私は2点にわたってであります。

1点目は、日額の計算でいきますと、審議会委員、それぞれの質問のときにも意見を挟みましたが、それぞれの立場で、また、それぞれの専門性を活かして委員に就任をしていただいています。そういう中で、特別に委員長、副委員長、平と、普通の委員というように分けて体系をつくること自体が特別な状況であります。そういう点から見ても、審議委員さんが5,500円で就任をいただいて、その日額の報酬を出している。こういう公平性から見て納得ができないのであります。

もう一つは、この新エネルギーはあくまで策定委員会です。こういう方向でビジョンをつくる。そして、ビジョンをつくった上で、実行するのは町の職員と町民が力を合わせて実行する問題であります。しかし、専門性の高い問題で、でき上がったものを、こうですという形で結論をつけられても、職員も、それから町民もついていけないのが実態であります。つくり上げる段階から町民のいろんな創意工夫、また、学識もない中で、自然を活かしたエネルギーの利用という点では、いろいろな平たい論議から積み上げるというのが大事であります。そういうところから見れば、このエネルギーの策定委員会だけが突出をして、そしてでき上がったものが町の職員に、いわば押しつけられる、それを消化し切れない。そして、町民の中にもその問題が高度過ぎて、本当にそれぞれ日常の中、町民生活の中で活かして、次、その策定委員会で提言されたやつをつくり上げていくという作業はできないというように、困難だというように私は思います。そういう点で、こういう報酬の体系をつくること自体、承服できないということを表明させていただいておきます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

北川議員。

○北川議員 私は賛成をしないと、このように思います。

確かに建部議員や西澤議員が今意見を言いましたように、ほかの運営委員会、あるいは協議会に比べると、委員の報酬の中にも、特に正副委員長とか、正副会長、この額は3倍というようなことで突出しているというように思います。私も国保の運営委員会とか、介護保険の委員をしているわけです。その中で、2時間なり一生懸命審議をして協議をする。会長も副会長も委員も、皆、先ほど西澤君が言うたように並列で、報酬は一定であります。そういうことから考えるとあまりにも金額的に大きい。私も全協のときにこの話はしようかなと思っていたんですけども、非常に報酬が多いなというような思いをしておりました。

いろんな運営委員会、協議会、それぞれ有識者、私たちも有識者でありまして、あるいは、一般町民の方も選出される人は皆有識者なんです。学識経験者、有識者、みんなそれぞれそのカラーを持った人が選出されているわけですから、当然同じ立場であります。先ほど町外の方もいらっしゃるというような話もありました。国保の中でも、この町内の開業されているお医者さんもいらっしゃるわけです。お医者さんの時間当たりの、私の言葉で言えば時間当たりのチャージにしたら、数倍以上のチャージがある、そういう人も同じように5,500円で来ているわけですね。だから、そういうことを考えると、皆ある程度奉仕の精神を含めて来ているわけです。だから、そうい

うことを考えると、高いなという思いをします。

ただ、この、今の新エネルギーの、国からのそういう方向で来ている部分について、今回に限って急に、ある程度県のレベルに合わせていかないと甲良町の立場も非常に辛い立場になるであろうということを考えると、やむを得んかなと。ただ、今後はこういうことは、条例の中でもうたわれているように十分配慮をしていただいで、町民の納得できる報酬額に今後は設定していただくと。選ばれた方にもちゃんとそのことは理解をしてもらうということを含めて今後は進めていただいたらいいのではないかなと、そういう思いをして、私は賛成します。

○藤堂議長 ほかに討論のある方。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第18 議案第45号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第45号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第45号 甲良町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第12条第1項第3号中、公庫の予算および決算に関する法律第1条に規定する公庫を、沖縄新興開発金融公庫に改める。

付則。この条例は、平成20年10月1日から施行するものであります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑は終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論は終わります。
これより、議案第45号を採決いたします。
お諮りをいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第45号は可決されました。
次に、日程第19 議案第46号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○大橋事務局長 議案第46号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成20年9月5日。
甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務主監。

○野瀬総務主監 議案第46号 甲良町消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例についてご説明申し上げます。
第3条第2項中、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に
改める。

付則、この条例は平成20年10月1日から施行するものであります。ど
うぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

今回は、消防団員の公務災害の中の文言でありまして、国民生活金融公庫から株式会社日本政策金融公庫に変わったのは国の施策、政府の施策の民営化の一手段であります。1 ページであります。そういう点では承服ができない問題でございますが、文言の整理、そして、精神がこの中でも、この公務災害の補償条例の精神が変わるといえるものではございませんので賛成をいたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第46号は可決されました。

ここで、しばらく休憩をいたします。

(午後 5時12分 休憩)

(午後 5時30分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、日程第20 議案第47号と日程第21 議案第48号、ならびに、関連がありますので、日程第22 議案第49号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第47号 甲良町ふるさと寄付条例。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

議案第48号 甲良町ふるさと応援基金条例。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第47号 甲良町ふるさと寄付条例についてご説明申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律にふるさと納税制度が盛り込まれたことによりまして、本町におきましても活力あるふるさとづくりに資することを目的に甲良町ふるさと寄付条例を制定するものでございます。

まず、第1条、目的でございます。この条例は、甲良町を愛し、応援しようとする個人または団体から広く寄付金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄付者の甲良町に対する思いを実現化することにより、多様な人々の参画による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

第2条、事業の区分。この条例に基づき寄付された寄付金を財源として実施する事業は次に掲げるとおりとする。

第1号、教育、文化の推進に関する事業。

第2号、保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業。

第3号、産業の新興に関する事業。

第4号、生活環境の向上に関する事業。

第5号、地域自治の充実にに関する事業。

第6号、その他目的達成のために町長が必要と認める事業。

第3条、寄付金の管理運用。寄付金は、甲良町ふるさと応援基金により管理し、運用するものとする。

第2項、前項の規定にかかわらず、町長が必要があると認めるときは、寄付金を基金として積み立てることなく必要な財源に充てることができる。

第4条、寄付金指定。寄付者は、寄付金の使途を第2条各項に掲げる事業のうちから指定し寄付をすることができる。

第2項、寄付者が寄付金の使途を第2条各項に掲げる事業のうちから指定しなかったときは、同条第6号の事業の指定があったものとみなす。

第5条、適用除外。寄付金以外の寄付については、この条例の規定は適用しない。

第6条、運用状況の公表。町長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

第7条、委任。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

付則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第48号 甲良町ふるさと応援基金条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条、設置。ふるさと甲良町を応援するため、甲良町ふるさと寄付条例

に基づき寄付された寄付金を適正に管理し、運用することを目的として甲良町ふるさと応援基金を設置する。

第2条、積み立て。基金は、次の各号により積み立てる。

第1号、寄付条例第2条各項の事業に係る指定寄付金。

第2号、基金の運用から生じる収益金。

第3号、その他予算に計上する額。

第3条、管理。基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならない。

第2項、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実、かつ有利な有価証券にかえることができる。

第4条、運用益金の処理。第2条第2号の基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

第5条、繰りかえ運用。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

第6条、処分。この基金は、寄付条例第1条の目的を達成するために、寄付条例第2条に定める事業に要する費用に充てる場合に限り処分することができる。

付則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○藤堂議長 税務課長。

○小川税務課長 議案第49号 甲良町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方税法等の一部改正が行われたことによります関係条項を改正するものでございます。

第9条につきましては、公的年金に係る特別徴収制度の創設に伴う規定の整備でございます。

第33条につきましては、寄付金税制控除を加えることによる条ずれ等でございます。

第34条の2につきましては、寄付金控除の所得控除方式から税額控除方式に改正することに伴う規定の整備でございます。寄付金控除額の文言を削除するものでございます。

第34条の7につきましては、寄付金税制の拡充による新設でございます。

それから、第34条の8、第34条の9は、寄付金控除の条文が新設されたことに伴います条ずれでございます。

第36条の2につきましては、寄付金税制等の拡充に伴いまして所得控除

方式から税額控除方式に改正されることによる規定の整備でございます。

それから、第38条につきましては、公的年金等に係る特別徴収制度の創設に伴う規定の整備でございます。

それから、第41条につきましては、納税通知書の様式の変更でございます。

それから、第44条から第47条までにつきましては、同じく公的年金等に係る所得の特別徴収制度の創設に伴うものでございます。

次に、第47条の2から第47条の6までにつきましては、これも公的年金等に係る特別徴収制度の創設による規定の追加でございます、新設でございます。

それから、第51条につきましては、民法第34条の公益法人を社団法人および公益財団法人に改めるものでございます。

第56条につきましても、同じく民法第34条の法人を社団法人、もしくは公益財団法人に改めるものでございます。

付則の第4条の2につきましては、これも新設でございます、公益法人等に対する贈与、または遺贈があった財産で、国税長官の承認を取り消された場合における当該公益法人に対する当該財産に係る所得割の課税でございます。

それから、付則第5条につきましては、寄付控除の条項を加えることによる引用条項のずれでございます。

それから、付則第6条につきましては、引用している租税特別措置法の法律番号の削除でございます。

付則第7条および付則第7条の3につきましては、これも寄付金控除の新設によります条ずれでございます。

それから、付則第7条の4につきましては、寄付金税額控除における特例控除額の特例の規定でございます。

それから、付則第8条につきましては、免税対象牛の売却頭数を年間2,000頭以内とした上で適用期間を延長するものでございます。

付則第16条の3につきましては、新設でございます、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例を新設するものでございます。

それから、付則第16条の4から第19条までにつきましては、引用条項等のずれでございます。

それから、付則第19条の2につきましては、租税特別措置法第37条の10の2の改正に伴う規定の整備でございます。

付則第19条の3につきましては、本則税率に戻すことと、これに伴う経過措置を設けたことによります規定の削除でございます。

それから、付則第19条の5につきましては新設でございます、源泉徴収選択口座内配当に係る町民税の所得計算の特例を設けるものでございます。

それから、付則第19条の6につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算ができるようになりましたので、その追加でございます。

付則第20条の2と、それと付則第20条の4につきましては、引用条項のずれと読みかえ規定の整備でございます。

それから、付則第20条の5につきましては、寄付金税制等の拡充に伴う文言の改正でございます。

それと、付則第21条につきましては、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用についての読みかえでございます。

付則といたしまして、まず、第1条は施行期日でございます、公布の日から施行するものでございまして、ただし、第1号から第5号までの各号については、定める日から施行するものでございます。

それと、第2条につきましては町民税の、個人の町民税に関する経過措置でございます。

それから、第3条につきましては、固定資産税に関する経過措置でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

ただいま議案となっております日程第20 議案第47号から日程第22 議案第49号までの3議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

次に、日程第23 議案第50号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第50号 平成20年度甲良町一般会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 議案第50号 平成20年度甲良町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,937万4,000円を追加いたしまして、総額を32億4,804万8,000円にお願いするものでございます。歳入歳出予算の補正は第1表で、地方債の補正につきましては第2表で説明を申し上げます。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、8款 地方特例交付金、補正額356万9,000円の増額、9款 地方交付税8,368万9,000円の増額、13款 国庫支出金128万7,000円の増額、14款 県支出金1,276万1,000円の増額、16款 繰入金1億1,000万円の減額、17款 繰越金2,320万円の増額、18款 諸収入464万6,000円の増額、19款 町債21万2,000円の増額、20款 寄付金1万円の増額、歳入合計、補正前予算額32億2,867万4,000円に1,937万4,000円を追加し、補正後予算額を32億4,804万8,000円にお願いするものでございます。

続きまして、歳出です。1款 議会費、補正額25万5,000円の減額、2款 総務費185万9,000円の減額、3款 民生費2,602万5,000円の増額、4款 衛生費962万7,000円の増額、5款 労働費723万5,000円の減額、6款 農林水産業費909万1,000円の増額、7款 商工費66万円の増額、8款 土木費1,642万円の増額、9款 消防費194万8,000円の増額、10款 教育費339万2,000円の増額、12款 公債費3,844万円の減額、歳出合計は歳入合計に同額でございませぬ。

続きまして、6ページ、地方債補正でございませぬ。

臨時財政対策債21万2,000円の増額をいたしまして、補正後予算額を1億2,921万2,000円にお願いをいたします。合計の補正前予算額は1億7,490万円、補正後は1億7,511万2,000円にお願いするものでございませぬ。

以上でございませぬ。よろしくお願ひいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませぬか。

西澤議員。

○西澤議員 動議を提出します。

この議案第50号を予算決算委員会に付託することを動議として提案いたします。

○藤堂議長 賛成者はありますか。

賛成者がありませんので、ただいまの動議は成立いたしません。

ほかに何かご質問。

西澤議員。

○西澤議員 委員会付託になりませんでしたので、続けて質問事項を言いますので、よろしくお願いします。

1つは、11ページです。

ソーシャルワーカーの設置事業補助金、全員協議会でも指摘をさせていただきましたが、この機会に教育の問題、総合的な対策が要るだろうと思います。常々教育長や町長が言われている地域の教育力、それを高めるといのは非常に大事な点でありますし、この指導員が配置をされた機会に、どのような活用方法をするのかという点で、マニュアルをつくり、マニュアルといえますか、計画書をつくり、どういう事業運用を行うかという点の計画づくりが大事だというように思いますので、教育長の所見をお尋ねしたいというように思います。これが1点です。

それから、2点目は、13ページです。

中学生の海外派遣研修事業補助金に関連をしまして、全員協議会でも質問をいたしました。以前の所轄は教育委員会でありました。今回、アジア圏になったことを、私は以前も歓迎をするということで言いましたが、教育委員会から町長部局になった点、どういう背景で、どういう目的の中でそういうようになったのかについてお尋ねをいたします。

それから、19ページです。

園芸作物の振興事業補助金593万9,000円というので、対象と事業の内容であります。そして、せせらぎ農産物の直販所運営補助金、これはレジシステムということで説明がありましたが、建部議員の指摘にもありました。私も直販所に行って、既に導入をされています。こういう点でも、補正予算のルールという点で、私は根本的な反省といえますか、事情説明をしないと、事実追認というような補正予算の組み方を奨励をする、助長をするという内容でありますし、もちろんせせらぎ農産物の直販所が運営をされて地元の農業者の活性につながるという点を奨励をしていく必要があるんですけども、今回の交流村構想との関係で、この投資がどのように響くのか。つまり、レジを導入をして、その分を新しくなったところに移動をするというようになりますと、これは継続でなりますし、それから、投資をしたけど

も設備更新をしなければならないというので、せっかく補助を出した分を一ぺん取り壊しせなければならない。町の計画で言うても3年後、4年後の投資、更新なわけですから、この分が更新の中で、この投資をした分、補助した分がむだになってしまわないかというのが質問の内容であります。

それから、次に、20ページですが、登記の委託についてであります。対象の箇所数、それから、事業残地の登記がまだ整理がされていないところというように説明をされていましたが、この事業対象のところの内容と、それから、箇所数の説明をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 藤原教育長。

○藤原教育長 考え方をまとめていないんですが、午前中、西澤議員からいろんなご質問をなさっていて、私と同じような考え方をお持ちだな、そういうようなことをやっていかなあかなんたということで、今、そのことを考えていることなんですが、具体的に申しますと、今まで私たち、障害児教育という言い方をしていたんですが、それが、今、特別支援教育というふうに変ってきました。これはなぜかといいますと、今までは心身障害、それから知的障害という法が厚生省でつくられまして、その後、平成17年だったと思うんですが、17年に、発達障害という、知的とか、そういうようなものにかかわらない障害があるんだといった、多岐にわたる障害があるんだということで、そういうようなのがつくられて、発達障害支援法というような、それに伴って障害児教育というものが特別支援教育という名前に、今、今日変わってきているわけです。

だから、非常に多岐にわたっているということをふまえて、そして、そのことの発見も早期に見つける、そして、早期に対応していくということが非常に決定的であるということが言われています。そういうようなことへの対応をしていかないといけないということで、今日までは個別にやっていました。そして、今、先ほど質問に出ておりましたソーシャルワーカーということもそういうような実態に即して文部省のほうからぱっと出た。今年度初めてできた。

しかし、国の方では、その都度その都度部分的なものがいっぱい出てくるわけです。私たち、それを受け入れる側としてはトータルとしてどうしていくんだという対応のものにしておかないと有機的につながっていかない。そして、教育委員会だけでは対応し切れない。福祉というサイドと一体となってやっていかないけませんので、そういうようなものをどういうぐあいにしていくかということで、幸い甲良町の場合は子育て支援センターというのがあるので、これを中核にしながらどう機能させていったらいいだろうかとい

うことの全体図というものをまずつくり上げていく必要があるだろう。そして、その中に位置づけていくということが大事だなと。

今年度はまだそれができていない。とりあえずソーシャルワーカーというのを今回置いているわけですが、今、大変論議していることは、そのことと、全体の体系をどうするのかということを考えなあかんということで、これは教育委員会だけじゃなくて福祉と連携しながら、学校とかみんなが連携しながらどういう組織をつくっていくかということ、今年中には確実につくり上げて、そして、その中でソーシャルワーカーの果たす役割とか、それから、今、子育て支援センターでやっている先生方がどんなことをしていただくんだとか、小学校、中学校、保育園、または福祉センターでさまざまな事業、何やら教室、何やら教室といっぱいやっていますから、それをどう位置づけていくかということを考えていきたいなというような思いをしております。

以上です。

○藤堂議長 総務主監。

○野瀬総務主監 中学生の海外派遣についてお答えいたします。

冒頭、アジア派遣のご歓迎をいただきまして、大変ありがとうございます。もちろん今年度から総務セクションで事務局を持たせてもらっておりますが、もちろん中学生派遣でございますので、教育委員会と綿密な連携、そして、中学校現場、先生との連携という、教育的配慮を持った派遣事業でございます。したがって、今年の力点といたしましては、国際交流企画員という職員も招いておりますので、そのメイン事業といっても過言ではないと思います。研修中だけではなくて、事前のプレゼンテーション、事前研修、そして、研修が終わってからの事業検証、発表、トータルでサポートしていくということでの体制強化を図っての事業でございました。

以上でございます。

○藤堂議長 産業振興課長。

○米田産業振興課長 園芸作物振興事業補助金について説明させていただきます。

これにつきましては、平成20年度からということで、当初、予算のときにも説明させていただいたと思いますし、あわせて今年の広報こうらの臨時号で、7月号にも甲良町農業関係補助金個人団体等のお知らせということと、各集落を回りまして、懇談会の中でも説明させていただきました。

そうした中、予算の中で園芸作物振興事業補助金についてはパイプハウスということで、野菜の産地化をめざし、施設栽培の推進に必要なパイプハウスと、その附帯設備に補助をするということで、午前中に説明させていただきましたように、平米当たり2,000円、また、附帯設備につきまして

は、事業費の限度額を30万円の2分の1ということでございます。

そうした中、面積的には、件数では10件でありまして、サンファーム法養寺さんの部分もありますし、ハウスだけの人もありますし、ハウスおよび設備の方もあるということでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 せせらぎ農産物直売所運営に係ります補助金につきましてのご質問につきましてご説明申し上げます。

本計画につきましては、議員さん等ご指摘いただいておりますように、運営費補助といいますが、当初、どのような事業に対して、町でどのような補助をするということを事前に議会のご了解を得て補正予算、計上した中で運営していくのがルールという認識を持っております。

今回の場合、今年度に入りまして、役員会等の協議により、自主的団体の盛り上がり、体制整備がどうしてもやっていきたい、やりたい。7月には直売利用が本格化するという地元さんの熱い動きの中で、7月以降の運用に向けての体制整備が取り組まれました。このような取り組みに対しまして、運営費の助成増額を何とかお願いできないかということで計上させてもらっております。

また、額につきましては、レジに対する直接補助ということでなしに、運営費補助という中で、額の算定にあたりましてはいろいろな取り組みをされております。その中で、特に拡充という内容で、内容が変わった部分の機種としてこのレジシステムがございましたので、そのレジシステムを一応額の支援対象と見まして、その額をおおよそ通例の農業振興に係る補助率に合わせて運営補助ということで支援することについてのお願いをいたしたものでございます。

本来ですと、予算計上前に、すべての業務が始まる前にかけるべき内容、今後もそういう思いは持っております。この地元の盛り上がりに対しましての運営費補助という内容でよろしくご審議お願いいたします。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 登記委託の箇所数ならびに内容等でございます。

一応、当初予算で見ていただいております関係もありまして、今回、補正をお願いさせていただいたところでございます。4月以降、5カ所につきましては終わりました、あと4カ所何とか進めていきたいということで現在進めさせていただいております。内容といたしましては、官民境界の申請確定の関係、それと、地図訂正、地積更正等に入りまして、分筆、合筆等に進まさせていただきます。その中で、当然官民の場合には里道、水路の払い下げを

受けたり、用途廃止等をするというような業務も入ってまいります。

それとあわせまして、当然、筆界確認というような形のものが出てまいります。例えば、新幹線であるとか、近江鉄道にはしっかりと筆界確認の申請、確定書を出して承認をいただくというような業務も入ってくるというような状況でございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 忘れないところから、下から行きます。筆界確定というのは、どんな字を書くのか、漢字で見ればわかると思いますが、それを教えていただきたいのが1つと、それから、あと4カ所というのは、この登記で今回の補正で出ているのは4カ所に関する官民確定とか地積更正、更正というのは改める更生の更ですね。ということでもいいんでしょうか。そのことが1つです。

それから、農産物のところでは、せせらぎ農産物直販所運営補助金、これは地元の盛り上がりでそうせざるを得なかったというところなんです。既に土日の運営から週4日にしようというのは、関係者から聞いていますと、既に去年、ないしは12月や1月の時点でもそういうようにしたいという希望が出されていまして。ただ、そういうように充実をさせていこうというのが最終的に決まったのが6月議会を超えてからだったのか、それとも、私はそういうような準備を指導する町の側から見れば、それぞれ議会の区切りがありますので、これ、議会にかけるということから結論は、例えば6月議会でしたら5月の、せめて末までにきちんとしてほしい。結論を出してほしいというのでリードをしていく必要があるというように思いますので、その点、どうだったのかということが1点であります。

それから、ソーシャルワーカーに関してでは、教育長が言われましたように、教育をめぐる課題は非常に困難を極めると言ってもいいというように思います。接している先生が最大限努力をし、そして、教育的な配慮をしても他の要因、つまり、テレビや友達や、それからそれぞれ社会的な要因で困難を極めるという事例もあります。そういう点では、総合的な対策が必要だと思いますが、少なくとも今提起をされている甲良町でのさまざまな課題を総括をし、そのソーシャルワーカーの個別の対応ですね。つまり問題を抱える生徒、それから家庭に限らず、全体としてどういうようにしていくのかという協議も重ねていく必要があると思いますが、ぜひ成文化をして、町民的な論議にかけられると。そして、こういう内容で甲良町の教育がすばらしいと言える方向に持って行っていただきたいと思いますので、その点の準備作業の展望をつくっていく必要がありますので、そのところ、成文化をするという方向で検討していただきたいというように思います。この点です。

○藤堂議長 人権主監。

○村田人権主監 筆界の字でございますが、当然、一筆、二筆の「筆」に境界の「界」でございます。これにつきましては、官民境界は、当然今は甲良町の建設課の方に出します。それは、正本として、当然個人のところにはまいません。そこに実印等署名をいただいて出すだけでございます。手元に残らないということで、きちっと境界をしたところの図面等を、例えば新幹線、JR東海さんであるとか近江鉄道さんが、決裁をとるのに欲しいと言われる場合がございます。そういう点はそのときに、境界確定をした図面をお渡しするという形で、それを新たにつくるというような部分の資料でございます。

地積更正の字体といたしましては、更地の「更」に正しいという更正でございます。この地積更正につきましては、当然土地台帳と現地の面積差が出てまいります。そういう点で、当然合筆なり、分筆等をしていこうとしていこうとした場合に、今現在の登記法ではきちっと地積更正をしないと登記が通りませんので、まず、その各筆ごとの地積の更正がまず出てくるということでの資料をつくるということが発生してくるということでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 当直売所の店をあける延長関係につきましては、当然そのような試みをとすることは以前からあったものでございます。6月時点では、実は当初、町職員によります手製のレジシステム、それを運用で使っていこうということで町のパソコン精通者によります試案を、試作をいたして、それでの運用をしていただくということで進めてまいりました。ただ、その運用の中で、どうしても不合理が生じるという部分がございます。それと、見積もり等を徴し、機能性能を確認されましたところ、後の台数アップ、また、多機能に違うレジでの活用も可能と。今後むだにならないという部分も総合含めまして、急遽ではございますが、6月議会後の確定となった次第でございます。

以上です。

○藤堂議長 教育長。

○藤原教育長 今言ってくださったことについて、そういう方向でいかなければならないということは重々承知はしているわけですけど、具体的に、まず、ソーシャルワーカーの任務は何なのか。県はどういうようなことをせよということと言うているのかということからお話ししたいと思うんですが、現在やっているのは、それぞれの3校あります。小学校2校、中学校1校で、やはり大変な子どもたち、重層的な課題を持っている子どもたち、子どもだけではなくて家庭も含めて、あまり沢山できないので、最低1つずつ取り上

げて、そして、それをどういうぐあいにしていったらいいか。学校へのかかわり、学校としてのかかわり、また、ソーシャルワーカーとしてのかかわり。さらには親へのかかわりをどうするかということで、あまり沢山はできないので、各校1つずつのということで、モデルケースとしてやっております。そんなことが沢山していければいいわけですが、まず、ソーシャルワーカーとしてやっていただいている内容はそういうことです。

それ以外に多岐にわたるような課題もありますし、学校は学校独自でしなければならない課題もありますし、あるいはまた、親の家庭の協力を得なければできない課題もありますし、そしてまた、地域の協力を得ないといけない問題もあると思うんですが、今、私たち、学校の中で先生方は、これと思うようなことはすべてやっていただいているんですが、なかなか成果として上がってきていないという、足踏みをしているというような状況ではないかな。先生方、決してなまけておられるというような実態ではないと私は理解しておりますし、先生方もそういうような課題意識を持ってやっていただいているとは認識をしておりますし、先生もそういうような思いでいただいております。

ただそういうことで、私の立場としてそういうようなものを有機的に絡ませていく、つなげていくというのが非常に大事な仕事だと思いますので、そういうような方向で一つ一つ課題を詰めていく中で、それを機能化させていくという、まず、現実に具体的に組織としてどうしていったらいいかというようなことを積み上げていって、その延長線上に先ほど言われたようなことを構築できるかなというような思いであります。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 登記の件では、今説明いただいたところが、箇所の数で、あと4カ所の部分が今説明のあったところというように理解すればよろしいでしょうか。これが1つです。

それから、せせらぎ農産物の直販所の件は、補助を出す団体はせせらぎ直販所だけではないんですね。そういう点から見れば、議会で補正予算が承認をされる。もちろん緊急を要するのは専決の処分でされていきますけれども、そういうルールも一団体としては理解してもらって、町民合意の1つとして議会の承認を得た上で予算執行していくというルールは理解してもらわなありませんので、そのところの提起は町側がしっかり、その要望されている方に、ルールはこういうところですのでというのを説明する必要がありますので、このところはぜひ心がけていただきたいというように思います。この2点です。よろしくをお願いします。

- 藤堂議長 人権主監。
- 村田人権主監 今現在進めているのは4カ所でございます。
- 藤堂議長 産業振興主監。
- 中山産業振興主監 ルール等につきましては説明させてもらっていきたいと思います。
- 藤堂議長 ほかに質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

- 西澤議員 補正予算の中に、幾つか町民が従来から要望されていた内容が含まれている。そして、それを解決するための手だてがとられたという点は評価ができる問題であります。

例えば、地上デジタル波の更新の改修工事については、試験デジタルの放送が既に開始をされています。そして、各電気メーカーは、それを受信できる装置として売り出しています。ですから、自動的にこれで受信できるものだというように購入をしたところが、この対象になっている方々で、見られないというのが生じてきて、私どももぜひ教育委員会に、この中学校の影響を及ぼすところの改善をぜひしてほしいという要望が寄せられたところであります。それは早急に取り上げられて、10月のめどで進むということで聞いて、対応が遅かったにしろ、こういう対応をされたというので評価ができるところであります。

また、日光市の記念事業で、私もちょうど8月1日、何が起こっているのかなと思うほど、順番を待って列ができておりました。それの方のオーバーした分を補正で見るという点で、町民の方がいろんな思いでされていることについて補正予算を組むというようになった点、評価ができるというように思います。

また、先ほども言いました教育課題、これはソーシャルワーカーに限った問題ではありませんが、今、地域の教育を、また学校の教育が教育政策、つまり文部省の教育政策によってなかなか困難になる状況を、県下の高校の通学区をなくしていくとか、それとか、県立の中学校ができて、甲良町にある中学校に通わない子ども、ないしは通えない子ども、通いたくない子ども、こういうところを私たちの政策の中で、また、政府の政策の中で作り出している、こういう現状にやはり心傷めるものであります。そこに対応していくという方向がとられることをぜひ希望するものであります。

同時に、私はこの9月の補正で取り上げていただきたいのは、7月15日

に漁業者が20万隻ストライキをされました。日本の歴史の中でかつてなかったことだというように報道されていましたが、原油高における営業そのものが続けられていけないということは漁業者に限りません。運送業、そして、甲良町に大小、中堅といますか、零細を含めて建設業者が300を超えています。この方々の燃料費、それから資材費の高騰、これは本当に営業そのものが続けられない。続ければ続けるほど赤字になるという状況が生まれて、それへの対応が求められているところであります。

また、介護保険しかり、それから、年金から天引きをされる、今回、後期高齢者の医療制度、住民税の負担が上がり、新しい制度のもとで保険料の天引きが始まるという点から見れば、私どもに寄せられている、暮らしが本当にもう立ち行かなくなっていて余裕がない、気持ちそのものも余裕が持てないという直接声を聞く場合がありますが、そういうところに応える、私は補正予算でのメッセージがぜひ必要だと思います。

つまり、暮らしや子育てや、それから、農業応援については一つ一つ始まっていますが、そこをもっと大胆の一つ一つ詰めていき、そして、新しい制度や、それから財源の問題でもつくり出していく必要があります。そのところのめどを、メニューを提起をするというような補正予算には私はなっていないというように思いますので、賛成できないことを表明をさせていただきます。

○藤堂議長 北川議員。

○北川議員 西澤君が、最初は賛成するのかなと思うような話しぶりでしたが、反対ということでございます。今回の補正、さきの議運でも本日の即決でということに決定をしました。この補正予算を見ていると、西澤君のお話にもありましたように、農業振興、あるいは観光振興、そして教育事業、それぞれ地域住民、町民の必要な部分がこの補正に組み込まれているというようなことで大変ありがたい。また、既に教育事業におきましては予算が執行されているというようなことも含めて速やかな可決を望みたいというような思いから、私は今回の補正予算に対しては賛成討論とします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第24 議案第51号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第51号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 議案第51号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

今回、歳入歳出それぞれ2,464万5,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ8億4,481万9,000円にお願いするものでございます。内容については、第1表でご説明を申し上げます。

次のページ、1ページをお願いいたします。

まず、歳入、3款 国庫支出金、補正額1,342万円、4款 療養給付費交付金540万7,000円、5款 県支出金476万8,000円、8款 繰入金105万円、補正前の額、8億2,017万4,000円、補正額2,464万5,000円、合計8億4,481万9,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款 総務費105万円、2款 保険給付費300万円、6款 保険事業費494万3,000円、10款 後期高齢者支援等224万9,000円、11款 前期高齢者納付金等12万3,000円、12款 予備費1,328万円、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑は終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○藤堂議長 ないようですから、これで討論は終わります。

これより、議案第51号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第20 議案第52号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第52号 平成20年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第52号 平成20年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回、予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,771万4,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億1,886万6,000円とお願いするものでございます。

では、第1表 歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

歳入の部、3款 国庫支出金、補正前に46万2,000円の追加、5款 県支出金18万9,000円の追加、7款 繰越金3,706万3,000円の追加、歳入合計が、補正前4億8,115万2,000円、今回補正が3,771万4,000円、計5億1,886万6,000円とお願いするものでございます。

次ページの歳出でございます。5款 基金積立金3,000万円の追加、6款 諸支出金168万7,000円の追加、7款 予備費602万7,000円の追加、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしくご説明申し上げます。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 介護保険料の基準額で言いますと、県下でも非常に大きなばらつ

きがございます。隣の豊郷町は4,700円でしたですか、4,900円か、ちょっと今、忘れてしまいましたが、4,700か800のラインです。そして、安土の場合は2,800円の台。甲良町が3,800台というようになっていましてばらつきがございます。

そこで、以前の介護保険の事業で説明のありました、施設利用よりも在宅介護という方向で誘導し、また、その方が大事にされるようにということで政策的な方向を出した結果、この基金、19年度の確定基金が積み立てることができるようになったという点からも、保険料の引き下げ、相当な額、ふさわしい額、大きな額ではなくても介護保険料については負担感のある1つになっています。そういう点でも、例えばの話であります、200円、300円というラインの引き下げであっても、大きな町民はインパクトを持ちます。ほん私の近所の方であります、わずかな年金の収入しかないので、おかげ、100円のを買おうか、200円のを買おうかといって迷うんやというのをまじめな顔をして私に訴えられたおばあさんがおられますが、そういう点でも、その生活感は大変な貧困の状況です。気分としても大変になっています。そこでお尋ねをしたいのは、そういう積立金の配分を保険料の引き下げということで断行される考えはないかどうか、お尋ねします。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまのご質問で、保険料の引き下げというようなことで、当然、考えは私どもも同じでございますけども、今、第3期が最終年でございまして、この9月から、末には第4期の高齢者保険福祉委員会、それを採用した中で、今後の推移を見ながら、当然、保険料の算定もしていきたいという思いを持っています。

今回、3,000万の基金積み立て、これは、そういったための積み立てでございますので、そういう方向にも活用できれば、若干でも伸びを抑えたり、下げる、はっきりわかりませんが、そういうことも考えは持っておりますので、ご理解を賜りたいというように思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 介護保険会計の中からそういう軽減をする事業に回すということが1つと、それから、介護保険会計以外のところで軽減策をとるというのは、いろんな自治体でやっているところですが、そういう点でも町がめざしてきた施設利用よりも在宅介護という方向で町民が努力をされているところに、言うてみれば、ご苦労さんでしたという内容にもなりますので。そして、暮らしを少しでも支える、応援するというメッセージにもなりますので、この点、再度検討を願いたいと思いますが、その点、見解はどうでしょうか。

○藤堂議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 そのような意味合いもいろいろと含めまして、支援策等、こういった審議会の中で検討もしていただきたいというように思っております。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 補正予算の執行、それから考え方、そして、措置について問題があるというようには思いません。先ほどの答弁がありますように、第4期の準備が始まっているところであります。私は希望を申し上げて討論としたいと思います。

介護保険については、始まって、私が当選をした、その4月から始まっているわけですので、来年の4月になりますと8年目になります。そういう点でも、介護保険事業の問題点がさまざま言われているところであります。それを支える福祉関係のケアの方、それから、事業所の方々の運営が困難で、また、ヘルパーさんの離脱が各地で頻繁に起こっています。こういう点でも、制度上の問題点、欠陥とも言うべき不十分な点を国に上げ、申し立てをし、そして、町としては町民に最大限負担をかけない、そして、介護の社会化と言われるところの事業実施をしていくというところで、町民合意を図りながら少しでも負担の軽減をされることを希望をして、この補正予算としては賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第26 議案第53号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第53号 町道の認定について。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設課長。

○若林建設課長 議案第53号 町道認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により、議決をお願いするものでございます。

別紙により説明いたします。

廃止路線は、路線番号130、法養寺六反田線、延長は118.3メートル。続きまして、路線番号203、長寺東2号線、延長は43.9メートル。路線番号204、長寺東1号線、延長は236.3メートル。路線番号329、長寺川上線、延長は148.1メートルでございます。

続きまして、認定路線でございます。路線番号369、長寺川上1号線、延長285メートル、路線番号370、長寺川上2号線、315メートル、路線番号371、法養寺六反田線、135メートル、路線番号372、長寺北部宅造線、115メートル、路線番号373、法養寺千切5号線、延長は91メートル、路線番号374、法養寺爪替り2号線、延長は114メートル。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 10番 西澤です。

認定道路を中心に6路線、町道認定になった根拠、理由。そして、それに関連をしたいと思いますので、廃止になった路線との関連をつけながら、この6路線、ご説明いただければ幸いです。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、認定路線の方でございますが、369号線、ここの部分につきましてはいったん廃止をして1路線の形態をとっていくということで、307から下がっていく道路の方についての1路線にかえて認定をさせていただきました。

それから、路線番号370でございますが、これにつきましては丸が起点でございまして、それから町道認定をしておりますので、この延長の路線、1路線ということで認定がえをさせていただきました。

それから、371号でございますが、これにつきましては、いったん廃止をさせていただいております。一部、認定の延長が図面上で漏れていたものでございまして、延長増ということで再認定をさせていただきました。

372号でございますが、これについては新たな認定ということでお願いするものでございます。

それから373号ですが、これも新しく、町道に認定するもので、個人名義から町名義に寄付をしていただいたものです。町道までの1路線ということにつながっておる関係から認定をさせていただいたものでございます。

それから、法養寺の374号、これにつきましても途中までの道路で、個人さんの方で開発された道路でございましたが、本町の方で約15メートルほどの接続もし、個人名義になっていたものを町名義に寄付をしていただいたもので、一括管理をしていこうということで町道認定にお願いするものでございますので、よろしく願いをいたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、廃止と認定が関連をしてくるのもあれば、新たに個人の所有のところを、寄付行為だとかいうのでなったわけです。それで、それぞれの6路線とも公道的に、起点から終えんのところは公道に至る道路と、すべてそうなって、袋小路だとかいうのはないというように、見れば、地図上そうだろうというように思いますが、再度確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 おっしゃるとおりでございますして、袋小路等はなっておりません。全部町道から町道に接続できたということでございますので、よろしく願いしたいと思えます。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

藤堂一彦議員。

○藤堂一彦議員 全協の場でお尋ねすればよかったですけども、その全協の後に気がつきましたので、こんなん、問題にするような話じゃないんですけども、普通道路名というのは、終点か、始まりか終わりのどちらかの名前がとられていると思うんですけども、371号線については六反田、六反町と、これ、何か意図があるんですか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 これは、ここの小字名をとらせていただいて町道名と、長寺六反田線ということでさせていただいております。

○藤堂議長 8番 藤堂議員。

○藤堂一彦議員 どちらが小字名ですか。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 六反田というのが小字というふうに思っております。

○藤堂議長 8番 藤堂議員。

○藤堂一彦議員 そしたら、起点の住所というのかな、これがおかしいわな。

○藤堂議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 認定の起点、終点の廃止路線のほうですけども、ここは六反町と、こうなっておりますが、これは田んぼの方の「田」なので、申しわけございません、ちょっと訂正の方をよろしくお願いします。

○藤堂議長 8番 藤堂議員。

○藤堂一彦議員 どちらかに統一してもうた方が将来的にわかりよいと思いますので、よろしくお願いします。

○藤堂議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 町道認定では、答弁の中で個人の開発をした道路、これを町道が認定をするという箇所がございました。これは、町道から町道へ抜けるというところで、公道的役割、つまり公の道路としての役割を持つという点では問題がないと思いますが、おおむねよくあることは、個人の課税、固定資産税が課税をされます。個人の都合で開発された土地が公道認定でしてほしいというところもありますので、その辺は開発をされた時点でこういう道路が町として必要だったんだというところで線引きをきちっと、区分けをしなければ、個人の開発した道路が何もかも持ってほしいと。つまり、町で持ってほしいというふうの流れをつくりかねません。そういう点では、町道認定のルールの子できちんと運営をするということを求めて賛成討論をいたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第27 同意第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○藤堂議長 同意第2号 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 それでは、教育委員会委員の任命につきまして、同意を求めることについて説明を申し上げます。

次の方を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字金屋847番地。

氏名、福田理文。

生年月日、昭和20年3月2日。

再任でございます。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 北川議員。

○北川議員 賛成をしないと、このように思います。

福田さんは、過去にも既に3期教育委員をされておりました、今、甲良町の教育委員長という重責を果たしていただいております。全協でも説明がありましたが、県の方でも県の教育委員会の中心的な存在で、一生懸命頑張っているというようなことで、年齢的にも昭和20年の3月、私より1学年上でありまして、体力、気力ともに非常に充実している年代ではなかろうかというようなことも考えまして、甲良町の教育委員会の中心的な存在ということで立派に任務を果たしていただけるということを確認しまして、賛成をしないと、このように思います。

○藤堂議長 10番 西澤議員。

○西澤議員 個人的なおつき合いや話をよくしたことはございませんが、今、教育が抱える課題は、先ほどの一般会計の補正予算のところでも言いましたように、タブーを設けず、今の問題、とりわけ原因や、それから個別の問題もきちっと論議をして教育委員会のあり方そのものもリードをしていく必要

がありますし、教育課題に応じていく役割をぜひ果たしていただくことを希望しまして、賛成討論とします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第2号は同意することに決定をいたしました。

次に、日程第28 同意第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第3号 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについて説明を申し上げます。

次の方を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字小川原360番地。

氏名、日下和子。

生年月日、昭和34年8月1日。

前任者の死亡によりまして、昨年9月の議会で同意をいただきました。

再任でございます。よろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論は終わります。

これより、同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第3号は同意することに決定をいたしました。

次に、日程第29 同意第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員のうち1名が欠員となるため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字下之郷1606番地。

氏名、安澤邦彦。

生年月日、昭和19年3月18日。

安澤さんにつきましては、区長、そして、字のむらづくり委員長をはじめ、甲良町のまちづくり協議会の会長を歴任されました。職業としましては、建築事務所を経営されておりました、そういった見識をこの委員会の中で発揮していただけるものと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

10番 西澤議員。

○西澤議員 固定資産評価審査委員の任務は、評価決定がされた後の異議申請を審議をするという点で、町民の方の異議の申し立てを、その根拠があるか、また、そういう内容について深く調査をしたり、調べたり、また審問したりする役割を持つものであります。そういう点では、公平で公正な審議の態度を示していただいて、そういう案件が出た場合には、信頼される結論、審査の後結論をつけていただくということを、そういう審査の基本姿勢に立っていただくことを希望いたします。賛成討論といたします。

第5号も、私はそのことをつけ足しておきたいと思っております。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、同意第4号を採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、同意第4号は同意することに決定をいたしました。

次に、日程第30 同意第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成20年9月5日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、犬上郡甲良町大字長寺587番地。

氏名、上田恵生。

生年月日、昭和15年4月30日。

上田氏につきましては、行政経験も長く、そして、税務事務にも精通して

おられます。今回、再任されますと3期目でございます。どうかよろしくお願いたします。

○藤堂議長 説明が終わりました。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。
西澤議員。

○西澤議員 先ほどは第5号が議題になっていないにもかかわらず、勇み足を私はいたしました。先ほども申しましたように、町民の方の異議審査にかかわって審査をされる任務であります。そういう点では、特別に上田氏については町役場の経験が長いということから、精通をされているというように思いますが、同時に、町民の異議についての耳を傾ける、その道理性が、訴えについて道理性があるかどうかについてきちんと審査をするという立場を貫いていただいて、公平公正な審査の態度をしていただくことを希望いたします。賛成討論といたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、同意第5号を採決いたします。
お諮りをいたします。
本案は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。

よって、同意第5号は同意することに決定をいたしました。
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日は、これをもって閉会をさせていただきます。
遅くまでご苦勞さんでございました。

(午後 6時55分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修